［事案 2023-242］入院給付金支払請求

・令和 7 年 1 月 17 日　和解成立

＜事案の概要＞

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 5 年 5 月に、配偶者に腎移植をするため入院し腹腔鏡下移植用腎採取術を受けたことから、平成 30 年 8 月に契約した医療保険、令和元年 7 月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1) 令和 4 年 5 月頃、募集人に対し、自分がドナーとして腎移植に伴う入院手術をした場合に給付金が支払われるのか質問したところ、支払われると回答された。

(2) 令和 5 年になって数回にわたり、給付金の支払いについて、自分や配偶者、息子が募集人に同じ質問をしたところ、募集人は、「他の保険会社は支払われなくても、当社からは絶対に支払われます」と回答した。

(3) 腎移植のドナーとして入院し仕事を休むと、病院代や退院後の生活費の金銭的な不安があったが、募集人がドナーでも給付金は支払われると説明したことから、腎移植の手術をすることに決めた。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人が受けた腎移植ドナーとしての入院手術は、本契約の被保険者である申立人の疾病や傷害を理由とするものではないため、支払事由に該当しない。

(2) 募集人は、申立人とその家族からの問い合わせに対し、給付金が支払われる旨の誤った回答をしたが、それにより契約内容が変更になるわけではない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人と申立人のやりとりの状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 募集人が、申立人と配偶者からの繰り返しの質問に対し、約款や保険会社の担当部署への確認もせずに、給付金が支払われる旨の誤った説明を繰り返し行ったことは、募集人による不法行為が成立するとまではいえないとしても、腎移植を行うかどうかの決定に相応の影響を与えたものと考えられる。

(2) 募集人は、申立人らから質問を受けた令和 4 年 5 月頃には既に申立人が腎移植のドナーとなることは決まっていたので、給付金が出るから手術をすることにしたわけではないと思うとの陳述をしているが、医療機関の検査や医師の判断等の経過からすれば、令和 4 年 5

月頃に申立人が腎移植手術を受けることが決定していたとは認められない。